

第29回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和元年10月28日(月)午後2時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

1. 開会日時 令和元年10月28日(月) 14時00分
 2. 閉会時間 令和元年10月28日(月) 14時35分
 3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
 4. 出席委員者の数 17名
 5. 欠席委員者の数 1名
 6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 3名
 7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
4. 議案
- 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について
 - 第6号議案 土地改良事業に参加する資格について

議長

皆さんこんにちは、只今より、第29回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、3件 9筆 5, 702平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、3件 6筆 7, 163平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、資料3ページ1番に記載のとおりで、畑 1筆 529平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、5, 935平方メートルで、農機具は、草刈機2台、消毒機1台、トラック1台、耕運機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で15年の農作業歴があります。

クルメツツジ、マキ、サカキの苗木栽培し、通作距離は自宅から車で10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。譲受人及び譲渡人は、資料3ページから4ページ2番に記載のとおりで、田 1筆 705平方メートル、畑 10筆 9,427平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、10,132平方メートルで、農機具は、トラクター1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、兼業農家で25年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻・馬鈴薯・そら豆を作付し、通作距離は自宅から車で10分と
いうことで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありました。第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可
申請の2番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、資料4ページ3番に記載のとおりで、畑 2筆 459平方メートルを売買す
るための申請です。

取得後の耕作面積は、37,593平方メートルで、農機具は、トラクター1台、防除機1台を所
有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。
3番の譲受人は、兼業農家で27年の農作業歴があります。
妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻・人参・白菜・レタス・オリーブを作付し、通作距離は自宅から300メートルということで、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、資料4ページ4番に記載のとおりで、田 4筆 2, 292平方メートルを
売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、10, 447. 54平方メートルで、農機具は、トラクター、コンバイン、
田植え機、耕運機、ハーベスター、バインダー、を各2台、トラック1台を所有しており、すべての
許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。
4番の譲受人は、農家で70年の農作業歴があります。
子と2人で農業を営んでおり、水稻・馬鈴薯・玉ねぎを作付し、通作距離は自宅から1キロメートルということで、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第1号議案の4番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番と関連がありますので、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番及び第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

第2号議案1番の申請人は、資料5ページ1番に記載のとおりで、申請地195.47平方メートルを隣接の土地へ進入するための道路用地として利用したいとの申請です。

また、第3号議案1番の譲受人及び譲渡人は、資料6ページ1番に記載のとおりで、申請地274平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。

．．．． 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番及び第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は．．．の一角にあり、北側は道路を挟んで宅地、東側は宅地及び農地、南側は道路、西側は農地となっております。

切土造成しブロックを設け、雨水は溜桝を経由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番及び第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第2号議案の1番については許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許

可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、資料6ページ2番に記載のとおりで、申請地544平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで譲渡人の農地、東側は農地、南側は宅地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、ブロックを設け、雨水は溜枳を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許

可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、資料6ページ3番に記載のとおりで、申請地351平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は譲渡人所有の農地、東側は宅地、南側は道路、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許

可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、資料6ページ4番に記載のとおりで、申請地135平方メートルを譲り受け、隣接の譲受人所有農地を耕作するために、農舎・駐車場・道路用地としたいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は譲受人所有の農地、南側は宅地、西側は譲渡人所有の宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許

可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について説明します。

譲渡人及び譲受人は、資料6ページ5番に記載のとおりで、申請地458平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10~~㎡~~未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は宅地、西側は道路となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集7ページから9ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 7件 20筆 21,197 m²

耕作権の再設定 7件 12筆 12,663 m²

合計 14件 32筆 33,860 m² です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集10ページに記載のとおりで、2件 3筆 4,759 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

次に、第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・委員の退場を求めます。

(・・・ 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、15筆 13,718平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の11ページをご覧ください。農地の受け手及び出し手は、記載のとおりです。

また、別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、7名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

・・・番 ・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・ 委員 入場)

議長

第5号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定したので報告します。

次に、第6号議案 土地改良事業に参加する資格について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・・委員の退場を求めます。

(・・・・委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、土地改良事業に参加する資格について 説明します。

農村地域防災減災事業（ため池整備事業）に伴い、土地改良法第3条第1項の規定に基づく、農業委員会の証明についての申請です。

土地改良事業に参加できる資格者は、土地改良法第3条第1項第1号及び第2号に規定されており、その土地の所有者又は所有権以外の権原（賃借権、使用貸借権等）で耕作を行っている者となっています。

資料は 別添3をご覧ください。

整備実施予定のため池ごとに分けて、耕作者等を記載しております。

本事業の内容は、・・・、・・・・、・・・・、・・・の5地区のため池が老朽化により、決壊することを防ぐため、防災機能の向上を目的として改修されるものであります。

今回、農業委員会が証明をおこなった3条資格者に、事業の同意をとられ、ため池整備事業がおこなわれます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案は、証明書を発行することよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案 土地改良事業に参加する資格については、証明書を発行することに決定します。

・・・番・・・・委員の入場を求めます。

(. . . . 委員 入場)

議長

第6号議案 土地改良事業に参加する資格については、証明書を発行することに決定しましたので報告します。

以上で、第29回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第29回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時35分